

■ 平成 29 年度第 1 回羽曳野市総合教育会議 会議録 ■

- 1 日 時 平成 29 年 5 月 26 日（金）午後 3 時 00 分～午後 3 時 45 分
- 2 会 場 羽曳野市役所 本館 3 階 市長会議室
- 3 出席者
- | | |
|------|--------|
| 市長 | 北川 嗣雄 |
| 教育長 | 高崎 政勝 |
| 教育委員 | 内本 和彦 |
| 教育委員 | 麻野 多美子 |
| 教育委員 | 菊井 孝三 |
| 教育委員 | 金銅 真代 |
- 4 事務局
- | | |
|---------------|-------|
| 政策推進課長事務取扱い参事 | 南口 修二 |
| 政策推進課主幹 | 内本 修平 |
| 政策推進課主査 | 所 丈宏 |
- 5 関係者
- | | |
|-------------|-------|
| 市長公室理事 | 横山 智一 |
| こども未来室長 | 渡邊 浩一 |
| 教育次長兼生涯学習室長 | 清水 淳宅 |
| 学校教育室長 | 川地 正人 |
| 教育総務課長 | 粕谷 美光 |
| 学校教育課長 | 東 浩朗 |
| 学校教育課参与 | 戸川 好延 |

6 内 容

【次第 1：開会】

<司会>

ただ今より平成 29 年度第 1 回羽曳野市総合教育会議を開催いたします。

私、司会進行を務めさせていただきます、事務局であります政策推進課の南口でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本会議は法の定めにより原則公開することとなっておりますが、本日、傍聴希望者はございません旨、ご報告いたします。

本日は、昨年 12 月の教育委員長と教育長を一本化した新教育長に高崎教育長が就任され、新たな教育委員会制度の下での初めての会議でございます。

議事事項としては、主に「教育に関する諸施策の取り組み」と「就学前教育・保育施設の今後のあり方」の 2 点について大きく協議・調整いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは会議に先立ちまして本日の配布資料の確認をさせていただきます。すべて A4 1 枚ものでございますので、ご確認をお願いいたします。資料 1 『いじめ防止対策推進法』

で定めている事項」でございます。続きまして、資料 2「義務教育学校について」でございます。続いて、資料 3「認定こども園こども未来館たかわし」について」でございます。資料 4「就学前教育・保育施設の今後のあり方について」。以上 4 点でございます。不足等ございませんでしょうか。

<司会>

それでは、議事に先立ちまして北川市長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

【次第 2：市長挨拶】

<北川市長>

各教育委員の皆様におかれましては、公私なにかとご協力いただき、総合教育会議ということでご出席いただきありがとうございます。また、各教育委員におかれましては、平素から本市における地域の子どもたちへのご協力や、ご指導いただきまして、誠にありがとうございます。また今後ともよろしくお願いいたします。

今、司会から説明がございましたとおり、今日は 4 点の資料を用意しております。この 4 点に沿って、本日の会議を進めていきたいと思っております。

各教育委員の皆様にご協力いただき、当市も平成 29 年度、それぞれの事業をスタートすることができました。今年で 7 年目となる「はびきの中学生 study-0」につきましては、今年度も 100 名近い子どもたちに参加いただいております。徐々に、参加いただく生徒数も増えており、昨年度も 100 名近い生徒が参加いただきました。子どもたちが 3 年間、市役所の会議室に通っていただき、志望校に入られた際には、報告に来てくれており、職員やサポートスタッフの方も大変喜んでおります。この事業については、今後もしっかりと務めさせていただこうと思っております。また、私も先日、子どもたちの様子を観に行きましたら、午前中だけで 50 から 60 名の子どもたちが参加していただいております。特に中間テスト前、期末テスト前になりますとたくさんの子どもたちが参加をしてくれております。そういった形で、私は子どもたちに少しでも良い環境作りをという、思いを持っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、3 年目になります「留守家庭児童会学習支援事業」につきましては、当市の職員が午後から 1 時間ほど留守家庭児童会の子どもたちと過ごし、宿題等も含めて、子どもたちからの色々な質問に対して答えたり、一緒に過ごしたりしております。この施策も積極的に進めてまいろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、子どもたちを取り巻く環境の整備につきましては、議題の中で皆様のご意見を伺っていきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

<司会>

ありがとうございました。先ほども申し上げましたとおり、今回の会議は、新教育委員会制度の下での、初めての会議となります。

つきましては、新たに教育長に就任されました高崎教育長より一言ご挨拶をいただきたいと存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【次第3：教育長挨拶】

＜高崎教育長＞

第1回の羽曳野市総合教育会議ということで、市長並びに教育委員の皆様におかれましては、教育大綱に基づく具体的な課題について、ご審議いただきご意見いただくこととなっております。

本市の教育につきましては、市長の積極的なご意思によって、かなり力を入れていただいております。先日、全国の教育長協議会の会議に行きまして、他県の教育長と話しをする中で、学童保育という場で、職員が学習指導するというのは非常にいい話ですね、という評価もいただきました。

子どもたちの成育については、学校や幼稚園といった教育部門での話もありますが、当然、家庭環境や、地域の環境といったことも大切であり、様々な面から子どもたちをサポートするという事は、非常に大事なことであります。

そういう観点から、市長部局と教育委員会が一緒になって、取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

そして、仙台市で起こったいじめ事案で、対応が不適切であったということで問題となっている中で、羽曳野市、教育委員会、学校が、それぞれ適切に対応していくというシステムや方法についても、今後、議論していく必要があると思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

＜司会＞

ありがとうございました。それでは、次第4の議事事項に進めさせていただきます。

羽曳野市総合教育会議規程により、北川市長に議事進行を行っていただきますことから、会議の議事をお願いしたいと思います。

【次第4：議事事項 教育に関する諸施策の取り組みについて】

＜北川市長＞

それでは、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まずは、議事事項の「教育に関する諸施策の取り組み」について、事務局から趣旨説明をお願いします。続いて、教育委員会から「いじめ防止対策推進法に基づく対応・対策について」の提案説明をお願いします。

＜事務局＞

事務局から本議題の趣旨を説明させていただきます。今回、教育に関する諸施策の取り組みといたしまして、市長と教育委員会の連携が必要となる重点施策に関し、市長部局や教育委員会それぞれから取り組みに係るご提案をいただき、協議調整いただくことにより、両者の意思統一を図り、議論をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

～いじめ防止対策推進法に基づく対応・対策について～

<川地学校教育室長>

私からは「いじめ防止対策推進法に基づく対応・対策について」を提案説明させていただきたいと思います。

この法律は、ご存知のとおり、滋賀県大津市において、いじめにより男子中学生が自殺したことなどを受けて、平成 25 年に定められたもので、いじめの防止対処等について国・地方公共団体・学校に加え、保護者の役割を主に規定しておりますが、中でも重要な項目として 2 点ございます。

「資料 1」を基にご説明させていただきます。

1 点目は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針の策定でございます。国はもちろんのこと、各学校で基本方針を策定することは、この法律で義務とされております。本市の小・中学校でも法律施行後、教育委員会より指示をしまして、既に全校で策定しております。地方公共団体においては、策定するように努めるものとする事となっております。

2 点目は、資料中段に記載しています基本方針に盛り込まれる内容にもなりますが、いじめ防止の具体的な取り組みや、いじめ事案が発生した場合の対処及び調査等を行う組織として、設置が義務とされているものと、設置することが市町村の裁量でできるものがあります。各学校には、いじめ防止対策組織を置くことが、義務とされており、各学校の基本方針と同様に、既に設置しております。

この法律が定められた後も、残念ながら、全国ではいじめによる自殺などの重大事案が、起こっております。

先ほどの教育長のご挨拶の中でもありましたとおり、仙台市でも、非常に重大な事件が起こっており、このことについては、どの地方公共団体においても、決して他人事ではないことから、羽曳野市においても、早急に羽曳野市いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等のための対策を講じていきたいと考えております。

骨子の内容については、概ね案としてできておりますが、資料にあります組織の設置については、条例化や組織の委員への報酬の予算化など、市長部局と協議調整を行っていく必要が多々ございますので、今後の連携について、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上、提案説明とさせていただきます。

<北川市長>

今、提案説明をいただいた基本方針を策定し、まとめていきたいとのことで、4 章からなる基本方針の骨子を議事事項として提出していただきましたが、具体的には、これを教育委員会として、学校現場を含め検討されて、提案していくということですか。

<高崎教育長>

そうです。

<川地学校教育室長>

この法律の基本は、当該地方公共団体が、重大事案を含めて、率先して解決に向けて臨んでいくということで、市長への報告義務も課せられているものでございます。また、調査についても、重大事案発生時、教育委員会の調査組織で調査し、調査結果が十分でなか

ったり、疑義があると判断する場合等については、地方公共団体の長が再調査組織を設けて調査を行う等の方法により、再調査ができるようになっております。この再調査の方法については、市長部局において検討していただかなければならないものとなっております。

<北川市長>

この提案のあった再調査組織については、市長部局が責任をもって設置をするということになるというわけですか。

<高崎教育長>

はい。重大事案の発生時については、教育委員会の調査組織の調査結果について、再調査を行うことができる機関として、地方公共団体の長が設置することになっております。その前段階として、教育委員会のいじめ問題対策審議会で調査を行います。

仙台市でもそうですが、教育委員会の調査組織で調査をし、不十分であったとして、市長が設置する再調査組織で対応していく状況です。

<北川市長>

わかりました。重大事案発生時の、再調査の組織として、設置をしていくということで理解をしてよろしいですね。

<川地学校教育室長>

はい。

<北川市長>

この「資料1」に記載しているいじめ問題対策連絡協議会というのはどういった組織ですか。

<川地学校教育室長>

いじめ問題対策連絡協議会というのは、小・中学校が中心となると思いますが、調査をするよりも、いじめの防止に関する啓発や、今どのような状況であるのかなど情報交換を行い、関係機関の連携を図る組織です。

<北川市長>

それは、小学校・中学校それぞれ学校単位で設置していくのですか。

<高崎教育長>

各学校には、既に校内いじめ防止対策組織を設置していますが、そこで対応・調査出来かねる重大事案があった場合には、教育委員会の調査組織で対応します。その調査結果が十分でなかったり、疑義がある場合は、市長が設置する再調査組織で調査し、その結果を踏まえ重大事案への対処、発生防止のための必要な措置を行うこととなります。

<戸川学校教育課参与>

いじめ問題対策連絡協議会は、周知啓発の組織ですね。

<川地学校教育室長>

そうです。周知啓発や関係機関との連携を図るものです。

<北川市長>

各委員から、ご確認やご意見がありましたらお願いします。

<内本教育委員>

仙台市は、教育委員会の調査組織で調査したけれども、その調査結果が、不十分であったということで、市長の再調査組織で対応することになったということですか。

<高崎教育長>

そうです。

<内本教育委員>

大津市の時は、教育委員会の調査結果では不十分であったということで、市長の判断で再調査し、自殺の因果関係は最終的にはわかりましたが、仙台市の事案については、教育委員会で因果関係まで明確にできなかったということですね。

<高崎教育長>

不十分であったということですね。保護者の方も調査結果に疑念もあり、仙台市の市長部局の方でもう一度調査することとなりました。その市長の再調査組織が、第三者機関となりますから、教育委員会の調査組織とは異なる弁護士などが入り判断をしていくことになると思われます。

<川地学校教育室長>

調査について、学校や教育委員会が設置する組織、市長部局が設置する組織と順番を踏んでいくのではなく、事態が重大だという場合は、市長の判断で、率先して市が調査を行うことができます。

ただ、いじめというのは学校内で起こっているわけですので、まずは各学校で設置している組織で対応を行ってまいります。

<北川市長>

その他のご意見ありませんか。それでは、法で定める組織の設置について、本市は、市・教育委員会・学校現場でしっかりと自らの責任でやる。そしてまた、連携して行わなければならないものについては、しっかりと連携を取りながら対策を講じていく。

この方針策定は、いつまでを目途に行わないといけないのですか。

<川地学校教育室長>

目標は、今年度中です。

<北川市長>

29年度中ですか。

<高崎教育長>

29年度中に、方針策定と組織設置をしていくことです。

<北川市長>

わかりました。

<川地学校教育室長>

よろしく願います。

～ 幼稚園における3歳児保育の実施に向けて～

<北川市長>

それでは、続いて「幼稚園における3歳児保育の実施について」進めていきたいと思えます。

平成30年度から、埴生幼稚園・こども未来館たかわしの2つの施設で3歳児保育を実施していきたいと思っております。このことは、議会でも答弁をしており、実現可能な方法でまとめ、実施をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず、担当の方から3歳児保育の実施を予定している埴生幼稚園とこども未来館たかわしの取り組み状況について、報告をお願いします。

<戸川学校教育課参与>

私からは、埴生幼稚園における3歳児保育につきまして、平成30年度から設置予定の義務教育学校との関係も含めて説明をさせていただきたいと思えます。「資料2」をご覧ください。

まず、義務教育学校は、平成28年度に制度化された小学校・中学校の教育課程を9年間で指導するという新しい義務教育の学校でございます。この学校は、今までの制度の中で課題となっておりました中1ギャップの解消、または、より効果の高い義務教育を子どもたちに定着させていくという目的で制度化されました。

「資料2」の「現在の学校・幼稚園では」と記載しているところをご覧ください。これはイメージですので、このとおりになるというわけではありませんが、小学校に就学した時に、今までの幼児教育から小学校教育へ指導方針が大きく変化し、小1プロブレムといわれる問題も起こってまいります。そして、小学校6年間で様々な経験を積み上げ、6年生という最上級生になり、中学校に就学した時に、システムの大きな変化によって、中1ギャップという不登校やいじめなど生徒の問題行動が起こってまいります。それを緩やかに繋げていくというイメージで、この義務教育学校というのは、9年間で小学校と中学校の内容を実施していくという学校であります。

今回、本市ではそれに加え、埴生小学校とはびきの中学校の敷地内に併設している埴生幼稚園も含めて3年間プラス9年間。この12年間で子どもたちに教育を行っていくということで、学校を大きな学園組織に改編させていただき、義務教育の部分は義務教育学校、幼児教育保育の部分は、3歳から幼稚園で行い、お互いに連携しながら取り組んでいく方法を考えております。

義務教育学校部分について説明しますと、今まで小学校と中学校であったものが、一つの義務教育学校という組織となりますので、校長は1人、教頭については小学校部分の前

期を担当する教頭、中学校部分の後期を担当する教頭、それぞれ 1 名配置し、小学校・中学校全体を統括する統括教頭という形で副校長 1 名をさらに設置することを考えております。

教職員定数については、前期小学校部分と後期中学校部分で、それぞれの学級数に応じた教職員が配置されますので、大きな増減はございません。その他の職員数についても、現状の小学校と中学校での配置数を足した数で、配置されることになっております。

義務教育学校の大きなメリットは、入学から卒業まで一貫した方針で 9 年間のカリキュラムが作られておりますので、学力の定着や、体力づくり、心の教育が確実に行われていくというところにあると思われま

す。本市は、中 1 ギャップの解消だけでなく、小 1 プロブレムも合わせて解消するために、埴生幼稚園の教育保育内容も義務教育を見据えたカリキュラムとし、3 歳の入園から 9 年生の卒業まで 12 年間で一貫教育の実施を考えております。こちらの部分について、3 歳児保育実施予定の「こども未来館たかわし」のカリキュラムも同様に行っていく予定であります。

今年度は準備行為としまして、幼稚園・学校の夏休み期間中、幼稚園では、3 歳児受け入れのための教室整備工事を行う予定です。義務教育部門においては、全教室へのエアコン設置工事。それから、現小学校と中学校の職員室及び校長室を一体にするための工事を行い、次年度の開校に向けた整備を行ってまいります。

大阪府内では、平成 28 年度までに守口市・和泉市で各市 1 校の義務教育学校が誕生しており、平成 29 年度以降も設置されていくものと思われま

す。現在まで、大阪府内の他市町村の設置状況等を調査しておりますが、大阪府内で、本市が初めて幼稚園も一体化した義務教育学校になると考えておりますので、充実した学園生活を送っていただける環境やカリキュラムを作っていきたいと思っております。

本学の特徴として、「資料 2」の図の 3 段目に記載しておりますが、英語教育や、5 年生から取り組む部活動、少人数で行うきめ細かな学習指導、幼稚園から取り組む様々な義務教育を意識した教育保育、また、異年齢との交流行事など、施設一体型でしか経験できない学習内容になるように、今学校の方で検討を進めております。

今後の予定ですが、学校名や校章等の決定に向けて、地域の方々のご意見をお伺いするために、校名検討委員会等を開催する予定でございます。また、制度内容について、地元説明も行う予定でございます。

今後、学校の設置・廃止などの条例の制定及び改正を行ってまいります。また、市民周知のためのパンフレット作成など、順次行っていく予定であります。私からは以上であります。

＜横山市長公室理事＞
続きましては、認定こども園「こども未来館たかわし」について、ご説明させていただきます。「資料 3」をご覧ください。

こども未来館たかわしは、高鷲幼稚園の老朽化等に伴って、隣接する用地に園舎を新築するものでございます。

高鷲幼稚園は、昭和 39 年 5 月に設置し、現在では老朽化が進んでおり、隣接する高鷲小学校の第 2 グラウンドに園舎を新設しております。第 1 期工事としまして、平成 28 年度から本体工事に入っており、平成 29 年 6 月竣工の予定でございます。

なお、来月以降の第 2 期工事ですが、今使っている園舎の解体や、グラウンド等の周辺

整備の工事に入る予定でございます。

次に、施設の概要について説明させていただきます。「資料3」の一番上をご覧ください。簡単な図を掲載しております。イメージとして奥に位置しておりますのが、新しい園舎で、その前の広場が第1グラウンド、その右下の正方形の広場が第2グラウンドとなっております。

施設の主な特徴としましては、環境に配慮した太陽光パネルの搭載、トイレ扉の高さや便器の大きさを変えるなど、子どもたちの成長段階に応じて、多くの種類のトイレを配置しております。また、全保育室に冷暖房を完備しております。さらに、地域に開かれた施設として、グラウンドの地域での利用や、災害時のための備蓄倉庫や防火水槽など、災害時に対応できるような施設となっております。

資料の中程をご覧ください。こども未来館たかわしは、来年4月に羽曳野市立としては初の認定こども園として誕生する予定です。

認定こども園は幼稚園と保育園の教育保育を一体的に行う施設として、3歳から5歳までの就学前児童に対して、保護者の就業状況に関わらず、幼児教育保育を提供するものです。また、預かり保育や延長保育の実施も検討しているところでございます。さらに、埴生幼稚園と合わせて、こちらの園でも、3歳児からの入園対象となるように現在調整をしているところでございます。

資料の下段の「1日の流れ」と記載しているところをご覧ください。この表の上の段、1号がいわゆる幼稚園児、下段の2号がいわゆる保育園児となり、こども未来館たかわしでの1日の大きな流れを表しております。このうち、コアタイムとして、10時から11時ぐらいまでとお昼1時半から2時半までとしております。この時間については、1号認定の園児も2号認定の園児と同じ教室で教育を受け、それ以外の時間は、この施設内で長時間の保育を受けていただきます。

次にトライタイムです。特徴的な教育保育を行おうということで、英語や体操・料理教室など子どもたちの可能性を広げる特色あるプログラムの作成を図っていくべく、現在検討中でございます。

以上、こども未来館たかわしの開設に関して、ご報告をさせていただきました。

<北川市長>

義務教育学校は来年度スタートしていきますけれども、それについての取り組み報告と合わせて埴生幼稚園における幼小中一貫教育に向けての取り組み、また、今年6月に新園舎が完成し、来年度から高鷲幼稚園が認定こども園こども未来館たかわしとしてスタートしますけれども、これについての取り組み報告について伺いたいことはございますか。

<内本教育委員>

2号認定の園児の保育は、来年4月からですか。

<北川市長>

来年度からです。

まずは、これら2施設での3歳児保育の実施に向けて、取り組みを進めて参りたいと思います。また、報告もさせていただき、ご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【次第4：議事事項 就学前教育・保育の施設の今後のあり方について】

<北川市長>

それでは、続いて、「就学前教育・保育施設の今後のあり方」に進めさせていただきます。事務局から説明があります。

<事務局>

この議事に関しましては、「資料4」をご覧ください。先ほどからの「幼稚園における3歳児保育の実施」取り組み事項とも関連しておりますが、現状の幼稚園・保育園を取り巻く環境といたしましては、皆様ご承知のとおり、その資料の上段に課題として示しておりますが、現状、幼稚園については、少子化による幼稚園児の減少によって、集団行動あるいは教育に支障が生じ、規模の適正化が課題となっているところでございます。

保育園に関しましても、社会状況の変化等によって、保育ニーズがかなり多様化しており、それに即した保育体制が求められるものとなっております。幼稚園・保育園に共通する課題といたしまして、小1プロブレムの解消や、ハード面では、施設の老朽化、また耐震化が求められているところで、こうした様々な要因により、幼稚園・保育園のあり方への議論が求められているところでございます。

また、先の羽曳野市教育改革審議会におきましても「幼稚園教育のあり方」等に関して議論いただき、答申も出されているところでございます。昨年度の総合教育会議におきましても、幼稚園施設のあり方について、意見交換をいただきました。

このような課題やニーズに即して、先ほどご報告のあったように市長部局では就学前児童の新たな教育保育の先駆けとして、こども未来館たかわしの開設の準備を進めているところでございます。

一方で、教育委員会におきましても、埴生幼稚園と合わせて施設一体型の幼小中一貫教育の推進に向けた義務教育学校の開校準備が進められているところでございます。

こうした形で、本市は、これらの取り組みを契機としまして、就学前教育・保育の効果や質に関して維持向上を図るとともに、小1プロブレムの解消や小学校への円滑な接続に向け、幼稚園・保育園施設のあり方について、就学前教育・保育施設として一体的な捉え方をし、本市の地域特性を踏まえた上での中長期的な視点で、今後の方向性を固めていく段階にきているのではないかと事務局としては考えているところでございます。

資料の下側に記載しておりますが、大きな方向性を示していく「ビジョン」の作成を行っても良いのではないかとということと、また、これからも当然、市長部局と教育委員会が意思疎通を図りながら進めていくにあたり、こういった検討に当たっては、着実に取り組みを進めて行くためにも、今後の検討体制に関しても明確にしていく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

<北川市長>

就学前児童の教育・保育の方向付けについて説明がありました。特に、この点について何かご意見がありましたら、伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

現実的に人口減少となっており、特に就学前については、幼稚園の園児の大幅な減少は、はっきりと表れております。この就学前児童の教育・保育施設のあり方について、このまま提案だけに終わるのではなく、しっかりと方向付けを出していかなければならない時期に

来ていると思っておりますので、よろしく願いいたします。

～意見なし～

<北川市長>

それでは、このあり方については、これから随時、様々な機会の中でご意見を頂きたいと思っておりますので、今日は市長から提案をさせていただいたということのご確認を教育委員会からいただいたということにさせていただきます。

それでは、今日予定しておりました案件は以上でございます。

進行を事務局にお返しします。

【次第5：その他】

<司会>

北川市長ありがとうございました。次第5「その他」といたしますが、委員の皆様からその他・ご意見・ご提言等はございますでしょうか。

～意見なし～

【次第6：閉会】

<司会>

以上で本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年度第1回総合教育会議を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。